

公的研究費における不正使用防止計画

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究費等の適正な運営・管理に関する規程第13条6項に基づき、公的研究費における不正使用を防止するため、次のとおり不正使用防止計画を定める。

なお、最高管理責任者は、本計画に基づく対策の進捗管理を行うとともに、内部監査の結果、監事、学外の専門的知識を有する者（公認会計士等）の意見をふまえ、必要に応じてその見直しを行うものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

研究費の運営・管理を適正に行うため、その運営・管理に関わる者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割・責任と権限の体系を明確にし、学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) 法令遵守の意識向上

不正防止対策に関する方針、行動規範及び会計ルール等について、研究者等の理解と意識を向上させるため、コンプライアンス教育を効果的かつ効率的に行い、実施状況を把握するための対策を検討し、実行する。なお、関係部署へヒアリングを行う等、必要に応じて、その見直しを行う。

(2) 制度等に対する理解の促進

①研究者等に対し、研究費の執行にあたって守るべき基本的な会計ルールと必要な手続きについて、周知を徹底する。

②公的研究費等により謝金、旅費等を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

3. 研究費の不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施（リスクの評価と対応）

研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、研究費の不正使用の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理

(1) 支出財源の特定

目的外流用などを防止するため、公的研究費に携わる教職員は、発注段階で予算を特定する。

(2) 予算執行状況の確認

公的研究費に携わる教職員は、常に予算残額等の執行状況を把握し、予算の執行が当初計画と比較して著しく遅れないように留意する。そのために、研究者は当該研究年度開始前に「予算執行計画書」

(研究計画書に基づく費目別予算 執行計画書)を提出する。

また、事務局(経理課)による予算執行状況の確認(検証)を定期的に行う。

(3) 業者との癒着防止

不正な取引は、研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、物品等の購入は原則として事務局を通して行う。

事務局での物品等の発注は、東京聖徳学園手順書により定期的に行っている取引業者(購買先)評価に基づき、より適正な取引業者を選定するものとする。

(4) 物品検収の強化

本学に納入されるすべての物品の検収は原則として事務局(経理課)が行う。検収後は、納品書または領収書等に日付印を押し、検収の事実を確実なものとする。

(5) 出張の事実確認

出張の申請は、支出財源を特定した上で、出張開始2週間前までに事務局(知財戦略課)に提出するものとする。

出張終了後は、概ね5日以内に出張報告書及び旅費の精算書を提出する。

出張報告書は、出張の事実を裏付ける資料(会議・学会等の日程、プログラム、当日配布資料等)を添付し、事務局(知財戦略課)へ提出する。

旅費の精算書は、交通費精算における証拠書類を添付し、事務局(知財戦略課)へ提出する。

(6) 謝金支給対象業務の事実確認

研究補助に伴う作業従事者(非常勤雇用者)の雇用を希望する場合は、研究者が事務局へ「研究補助者採用について」(採用に関する書類)と研究補助者の履歴書を提出する。また、勤務場所は原則として学内(研究室)とし、研究補助者は勤務開始前及び終了後、研究者で管理している「勤務表」に押印する。その際、作業従事者に対し、研究補助の成果物(一部)の提出を求めることがある。

5. モニタリングの在り方

研究費の不正使用の発生可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的に行う監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

(1) 内部監査の実施

任意に抽出した数件の研究課題について、聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究費の適正な運営・管理に関する規程第15条に基づき内部監査を実施する。

6. 情報発信・共有化の推進

研究費の適正な運営・管理を行うために学内でのルール等に関する理解の促進や情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信による学内外との情報共有を進める。

(1) 情報の伝達を確保する体制の確立

情報の伝達を適正に行うため、研究者及び職員を対象とした、公的研究費の執行やルール等についての説明会を定期的を開催する。

(2) 相談窓口の設置

研究費の使用に関するルール等について、期間内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

7. 不正告発（通報）への対応

総務部総務課を通報の窓口とし、聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究費の適正な運営・管理に関する規程第11条に基づく通報があった場合には、最高管理責任者に不正に係る情報が報告され、最高管理責任者の指揮の下、当該事案に対応する体制を整備する。（公的研究費に係る運営・管理体制（組織図）参照）

8. 啓発活動の実施

公的研究費に携わる教職員に対して、意識の向上と浸透を図るとともに、不正を起こさせない組織風土のために不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

9. 誓約書の提出

公的研究費に携わる教職員に対し、自署による「誓約書」の提出を求め意識の向上を図る。